

令和5年度 第1回堺市子ども・子育て会議
議事録

1. 開催日時

令和5年8月18日（金） 午前10時～午前12時00分

2. 開催場所

堺市役所 本館地下1階 大会議室（東側・西側）

3. 出席者（五十音順）

角石委員、勝山委員、黒木委員、小山委員、添田委員、高槻委員、田辺委員、富田委員、
長尾委員、中島委員、西村委員、藤井委員、淵上委員、松本委員、森口委員、山下委員

4. 議事

(1) 堺市子ども・子育て支援事業計画 各推進事業の進捗状況について

資料1-1 資料1-2

(2) 次期堺市子ども・子育て支援事業計画について

資料2-1 資料2-2

5. 資料

座席図 【当日配布】

委員名簿 【当日配布】

資料1-1 「堺市子ども・子育て支援事業計画 令和4年度進捗状況報告書」

資料1-2 「堺市子ども・子育て支援事業計画 令和5年度新規・追加事業報告書」

資料2-1 「次期堺市子ども・子育て支援事業計画について」

資料2-2 「次期計画（令和7年度～令和11年度）の位置づけについて」

6. 議事要旨

(1) 開会

事務局より、配付資料が揃っていること及び出席委員が定足数に達していることを確認し、
会議が有効に成立していることを報告。

(2) 子ども青少年局長挨拶

子ども青少年局長より、以下内容の挨拶。

- ・出席委員の皆様への会議出席、日頃からの本市児童福祉行政の推進、市政各般にわたる支援・協力に対する謝辞。
- ・こども家庭庁が発足し、常にこどもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を社会の中心に据える「こどもまんなか社会」の実現に向けて、本市においても、

国と連携しながら、より一層子ども施策の推進を図っていくことを説明。

- ・「堺市子ども・子育て総合プラン」の計画期間が令和6年度で終了することを踏まえ、今年度・来年度につきましては、次期計画の策定に向け、幅広い観点から審議いただきたい旨依頼。

(3) 議事

田辺会長からご挨拶をいただいた後、会長の進行により議事開始。

事務局より議事案件(1)堺市子ども・子育て支援事業計画 各推進事業の進捗状況について説明。

◆議事案件 (1) 堺市子ども・子育て支援事業計画 各推進事業の進捗状況について

《資料1-1「堺市子ども・子育て支援事業計画 令和4年度進捗状況報告書」》

子ども企画課から、以下のとおり説明。

- 資料1-1は、子ども・子育て支援事業計画の9ページから掲載している本市が子育て環境整備の推進に向けて実施している事業の一覧となる。再掲している事業も合わせて、300を超える事業を計画の中に位置づけている。
- 令和4年度の実績事業量が令和6年度の目標事業量に対して、どの程度達成しているのかという達成率を3段階に分けて表示し、85%以上達成しているものを◎、70%~84%のものを○、69%以下のものを△としている。
- 全体としては、大幅に進捗が遅れている事業はなく、計画通りに事業が進んでいると考えている。一方で昨年度は、新型コロナウイルス感染症が拡大し、感染に対する不安から外出自粛や支援メニューの利用控えなどにより令和4年度の実績事業量が大幅に落ち込んでいると推測される事業がいくつかあった。
- イベントの中止や規模縮小、施設を利用休止・制限せざるを得なかった事業も多数あり、事業番号18番「病児保育事業」、58番「青少年センター及び青少年の家管理運営事業」、137番「みんなの子育てひろば事業」、など、休館や利用制限などにより大きく利用者数が減少したほか、事業番号274番「地域子育て支援事業」をはじめ、イベント事業など10事業以上が中止または縮小を余儀なくされた。
- 今年度は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、イベントに関する規制が緩和されたことに伴い、通常時の事業実施状況にもどりつつあると感じている。いかにして市民の方々のニーズに応じた事業を実施できるかを模索しながら、事業の推進を図っていきたい。
- 令和4年度をもって終了となった事業が、6事業。事業番号3の「特定不妊治療費助成事業」、事業番号33の「さかい保育士総合支援事業」、事業番号73の「ごみ減量ポスター・標語展」、事業番号98の「特別教室空調整備事業」、事業番号108の「田んぼにGO! 畑にGO!」、事業番号129の「早期支援員派遣事業」。
- 終了となった理由は、既存の事業に統合されたもの、元々令和4年度をもって終了を予定していたもの、国や市の方針の転換により終了となったものなどがある。

《資料 1-2「堺市子ども・子育て支援事業計画 令和 5 年度新規・追加事業報告書」》

子ども企画課から以下のとおり説明

- 令和元年度の計画を策定時には掲載していなかった事業で、その後、新たに実施した事業を掲載。
- これらの事業については、事業計画に追加し、進捗管理を行っていきたい。
- 主なものとして、事業番号 1「多胎児家庭外出支援事業」は、外出が困難な多胎児家庭に対し、外出支援を行うことで、行政・地域・医療等とつながりやすくし、多胎児家庭の育児の負担感・孤立感を軽減し、養育環境の安定を図ることを目的とした事業。
- 事業番号 2「堺市出産・子育て応援事業」は、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図ることに加え、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費や子育て支援サービス等の利用の負担軽減を図る出産・子育て応援給付金を一体的に実施する事業。

◆質疑応答【前半部分】

《淵上委員からの質疑》

堺市子ども・子育て総合プランの 21 ページにある堺市東吉野キャンプ場の管理運営と日高少年自然の家管理運営について、R4 年度進捗状況の資料に記載がない理由。

⇒事務局からの回答

いずれも R3 年度時点で事業廃止になっているため。毎年度進捗管理を行い、子ども・子育て会議でも諮った上で、随時更新している。今回は R4 年度の進捗状況のため、資料からは既に削除されている。

《中島委員からの質疑》

乳児家庭全戸訪問事業の進捗率が 88%であることについて、訪問できなかった残りの方々は、乳幼児健診、4 ヶ月健診でカバーできているのか。また、地域での見守りを行う中で、訪問で会えなかったリスクが高い方々についてどのように情報共有されていたのか。

⇒子ども育成課からの回答

乳幼児家庭全戸訪問事業で会えなかった方については、乳幼児健診等で別途会えないか、困っていることはないか等を個別に電話連絡をする形でサポートしている。

地域での情報共有について、見守り対象となった方についてのみ情報提供しており、全戸訪問事業で会えなかった方については情報共有の対象とはしていない。

《西村委員からの意見》

南区の新規事業「みなみ・みどりのわくわく教室」について、本庁課からの新規事業が多い中、区役所から新規事業が提案されているのは非常にいいこと。今後も、各区の子育て関係の事業について積極的に取り上げていただきたい。

《高槻委員からの質疑》

事業番号 43 番の「わくわくスタート堺っ子」について、これまでは紙で配布されていたことで広く行き渡っていた。しかしながら、この度ホームページで公開するということで廃止になっているが、今後は小学校に就学する子どもたちの保護者に向けて、手紙等の周知も含め、どのようにして周知していくのか。

⇒教育センターからの回答

紙での作成は行っておらず、ホームページで公開していることを口頭で伝達することで保護者に対して周知している。

《高槻委員からの質疑に対する田辺会長からの確認》

紙媒体からホームページでの周知に切り替えることで、保護者に対して情報がきちんと伝わらないことを懸念されての質問だと思うが、現状では口頭での周知に留まっているという認識でよいのか。

⇒教育センターからの回答

その通り。

《高槻委員からの質疑に対する淵上委員の意見》

紙媒体からホームページに周知方法を変更したことによる影響について検証すべき。

《淵上委員からの意見》

進捗報告の目的は、全ての事業の進捗が 100%になることではなく、計画の基本理念の実現に向かっているかどうかを確認することが重要。抽象的な内容のため達成度の計測が難しいが、例えば計画の基本理念のひとつである、「体罰を含むあらゆる暴力から子どもが守られているかどうか」という部分について、堺市内での体罰事案や虐待件数を用いて数値化できるものもある。今後の進捗報告は、そうした大きい視点でご報告いただきたい。また、件数を改善させることにつながった事業の実例などの報告があると、事業の効果をより実感できる。

⇒事務局からの回答

個別事業の進捗状況に加えて、プランの根本的な目的の達成状況についても、今後は分かるような形で提示できるよう検討していく。

《田辺会長からの質疑》

先ほど議論のあった就学する子どもたちの保護者に向けての周知方法について、小学校現場の意見を伺いたい。

《藤井委員からの回答》

今年度から小学校の校長に就任し、前年度まで幼稚園で園長をしていた。「わくわくスタート堺

っ子」の周知方法が変更された当初は戸惑ったが、ホームページを見ることができない保護者に対しては、園長講和の折に「わくわくスタート堺っ子」を用いながら説明をしたり、重要な部分は紙で配布していた。幼稚園現場でも様々な工夫を行い、就学に向けて保護者や子どもが安心できるように配慮していた。

《田辺会長からの質疑》

堺市私立幼稚園連合会の松本委員の意見も伺いたい。

《松本委員からの質疑》

基本的な質問として、紙媒体を廃止した理由を教えてください。

⇒教育センターからの回答

社会全体の取組として、ペーパーレス化を推進するため。

《松本委員からの意見》

幼稚園も ICT 化が進んでいるため様々なアプローチができる。紙配布は休んでいる方に伝わらない場合があるため、当園ではメールでの配信も行っている。

また、子どもが急に発熱した際などに保護者の方がすぐに検索できるように、幼稚園のホームページに堺市の病院検索ページのリンクを掲載したりしている。園の方針にもよるが、紙以外の周知方法について協力できる園もたくさんあると思うので、個別に相談してはいかがか。

《富田委員からの意見》

今は Teturu という保護者連絡ツールがあり、登録していれば学年に応じて必要な情報が Teturu を通じて発信される。中学生程度になると子どもが親に学年だより等を渡さなくなるので、中学生の保護者は必要な情報を Teturu から得ている。

《田辺会長からの意見》

ペーパーレス化はもちろん重要だが、ICT を活用してどのように発信していくかが次のポイントになる。ぜひ検討いただきたい。

《角石委員からの質疑》

事業番号の 152 番の一時保護所の事業について、利用者数の微減に対し利用日数が 1,000 日程度増えていることから、1 人当たりの利用日数が大きく増加していると考えられる。人間的にも対応が大変だと思うが、今後増員予定はあるか。

⇒子ども相談所からの回答

一時保護の利用日数についてはケースの内容によって様々。子ども相談所内で検討ワーキンググループを立ち上げており、人員体制を含む組織の在り方について検討を行っている。

《長尾委員からの質疑》

事業番号 135 の育児支援ヘルパー派遣事業では1歳になると支援が終了するが、1歳以降の育児の方が大変になってくるため、利用可能期間を延長してもらいたい。

なお、過去の会議で多胎児家庭への支援について発言した中で、新規事業として多胎児家庭外出支援事業が掲載されていることを嬉しく思った。

⇒子ども育成課からの回答

現在の育児ヘルパー派遣事業は妊娠中や産後の心身の負担により、家事育児が困難な方に対する支援ということで、家事・育児支援により徐々に生活リズムを整えていただくことを目的にスタートした事業。1歳以降は各家庭の状況に応じた支援につなげていく。

《高槻委員からの質疑》

目標事業量未達の理由として、新型コロナウイルスの影響を理由としているものが多いが、コロナが5類に移行した中、それらの事業は通常に戻りつつあるのか。なお、今後目標事業量未達の理由が、「新型コロナの影響」ではなく「少子化による人口減少」に置き換わることを懸念している。

⇒子ども青少年育成部長からの回答

子ども青少年局の事業については、コロナが落ち着いてきたことにより前年度よりも回復している。様々な要因があるため全ての事業の事業量の回復は保証できないが、コロナの影響を受けていた事業については少なくとも回復してきている。

《田辺会長からの意見》

コロナの影響で中止していた事業を全て再開することが本当に正しいのかという検証も行うべき。費用対効果を精査し、効果が薄い事業等については、これを機に縮小することも検討するべき。

《富田委員からの質疑》

計画の理念でもある切れ目のない支援を本当に実現することが重要であるという思いで昨年度から会議に参加しているが、淵上委員の発言でもあったように、具体的に数値化できるような改善事例や具体的な課題についての報告をお願いしたい。

また、待機児童に関する取組について、子育て支援課に保育園の相談に行った際、本人が希望する要件に対して事務的な対応を受けたと保護者から聞いたことがある。

利便性の高い園や、きょうだいを同じ園に入れたい等の希望を全てかなえることが難しいことは理解しているが、保護者は皆それぞれの事情を抱えているということを理解した上で、もう少し寄り添った対応をしていただきたい。

なお、駅から遠い園では空きが多数あると聞いているが、保護者の需要と施設の供給にギャップがある。数字だけで待機児童ゼロと謳うのではなく、保護者の需要と施設の供給のギャップを縮めるような取組が必要である。

⇒待機児童対策室からの回答

待機児童の解消は非常に重要ではあるが、全ての人が、利便性の高い園を利用する等の希望に応えることは難しいため、できるだけたくさんの施設があることを知っていただき、選択肢を増やしていただけるように情報発信に力をいれている。

窓口対応が相談者様に寄り添えていなかったことは申し訳ない。今後、そのようなことがないように努める。

《 遡上委員からの意見 》

次期計画の策定にあたり、ぜひこの切れめのない支援というところを、知恵を絞って頑張ってください。

育児支援ヘルパー事業は1歳で切れめができていますが、自身の経験では0歳児の時よりも本格的に歩き出した1歳からの方が大変だった。子育てが大変になる時期は千差万別である。行政として予算を執行する以上は無制限に事業を展開できないことは理解しているが、どこまで切れめのない支援を実施できるかを追求していただきたい。

また、子どもが3歳になれば、共働き家庭でも子どもを預けることができるため、そこを区切りにした場合途中で支援が突然打ち切られることがないように他の部局のサービスも含め、次期計画策定では配慮いただきたい。そういった考えがこども基本法の理念だと思っている。

◆議事案件 次期堺市子ども・子育て支援事業計画について

《 資料 2-1 「次期堺市子ども・子育て支援事業計画について」 》

⇒子ども企画課から以下のとおり説明

○次期計画についての資料説明に入る前に、既存計画である「堺市子ども・子育て総合プラン」について説明。

○「堺市子ども・子育て総合プラン」は堺市における子ども・子育て支援に関する事業を総括する総合計画として、令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間として定め、策定したもの。

○本計画は、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画を核として、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策のための計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画を包含している。

○令和6年度の計画期間終了に合わせ、令和7年度を始期とする次期計画を策定する必要がある。

○次期計画の位置づけについては令和5年4月1日に施行された、こども基本法第10条において、「市町村は、政府が定めるこども大綱を勘案し、当該自治体におけるこども施策についての計画として、自治体こども計画を定めるよう努めること」が示されている。

- 「こども大綱」については、こども基本法第9条において、政府はこども施策を総合的に推進するための「こども大綱」を定めなければならないとされており、今年度中に閣議決定される予定。こども大綱には、子ども施策に関する基本的な方針・重要事項、子ども施策推進に必要な事項のほか、子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項、子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項、少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策が含まれるとされている。
- 自治体こども計画は、関連する他のこども施策に関する計画と一体的に策定することができることが示されており、堺市では、堺市子ども・子育て総合プラン計画期間の令和6年度での終了に合わせて、令和7年度を始期とする次期計画と、こども大綱を勘案した自治体子ども計画を一体的に策定することを予定している。

≪資料2-2「次期計画（令和7年度～令和11年度）の位置づけについて」

子ども企画課から以下のとおり説明

- 自治体こども計画の策定にあたり、次の調査を実施することが、こども家庭庁より示されている。一つ目が、子ども・若者の意識調査、子どもや子育て当事者等からの意見聴取等、地域住民の意向等を把握するための調査、二つ目が、子どもの貧困に係る調査、子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査等、個別の調査を複数行い、全体としてこども大綱を勘案した内容となる調査。
- 堺市ではこれらを踏まえ、資料2-1に記載しているとおり、AからCの3つのニーズ調査を実施することを予定している。Aの子ども・子育て支援に関する調査は、子ども・子育て支援法に基づき、5年ごとの実施が義務付けられている調査であり、就学前及び小学校の子どもがいる世帯の保護者を対象に、教育・保育施設のニーズや子育て支援サービスの利用状況等を把握するために実施する。
- Bの子どもの生活に関する調査は、ひとり親世帯及び小学5年生・中学2年生・高校2年生の子どもがいる世帯の保護者や子ども本人を対象とし、貧困状態にある子育て世帯の経済状況、生活状況、子どもへの影響、支援ニーズ等を把握するために行うものであり、平成28年度に1度実施している。
- Cの子ども・若者の意識及び少子化社会に関する調査は、こども計画の策定にあたり、初めて実施する調査であり、15歳から39歳の子ども・若者本人を対象に、子ども・若者を取り巻く諸問題や少子化社会に対し、当事者である子ども・若者がどのように考えており、どのような施策を期待しているのか等を把握するために行う。
- 調査結果で得られたデータをもとに、次期計画の策定を行う。なお、計画策定の際にはパブリックコメントも実施予定。
- 最後に今後のスケジュールについて説明。
今年度については、第1回を含めて計3回程度、子ども・子育て会議を開催予定。2回目は11月に予定しており、事務局から示すニーズ調査案について審議いただきたい。なお、2回目の会議後ニーズ調査を実施し、3回目の会議にニーズ調査の結果報告予定。令和6年度にも3回程度会議を開催予定。

◆質疑応答【後半部分】

〈富田委員からの意見〉

様々な施策を実施する際、課題を見つけるための意識調査を行うことは重要であるが、難しい言葉で長く書かれた文書ではなく、回答する市民の方が、堺市の今後の取組に期待し、本音で回答しようと思えるアンケート調査にしていきたい。

⇒事務局からの回答

子どもや若者を含む市民の皆様に、質問内容や趣旨が十分伝わるよう、また、答えてみようと思っただけのようなアンケート調査になるよう努める。

〈淵上委員からの質疑〉

B調査は前回小5・中2・高2とされていたが次回も同様に行う予定なのか。C調査は15歳から39歳とのことだが年齢の区切り方の意味を教えてください。

⇒事務局からの回答

B調査については、前回からの経年変化を捕捉するという観点から、小5・中2・高2を対象とする予定。

C調査については、若者の定義が非常に難しい中、少子化問題等に対して自分の考えを書きただけであろう年齢として15歳から、結婚・出産を意識する年齢ということで39歳までという設定している。

〈淵上委員からの質疑〉

B調査について、統計データはデータが多ければ多いほど精度が増していく。GIGAスクール構想で小中学生全員がタブレットを持っていることを活用できないのか。

ヤングケアラーの実態調査でも同様に小5と中2を対象としていたが、熱心な自治体はタブレットを活用し、全児童を対象に非常に精度の高いデータをとっている。小5と中2に限定せずに幅広くデータをとるよう検討していただきたい。

⇒事務局からの回答

B調査については、親子を対象に調査することに意味があり、小5・中2・高2を対象を限定している。

子どもの意見聴取手法については、今回のニーズ調査に限らず、様々な施策において検討していきたい。

〈淵上委員からの質疑〉

親子を対にすることで子どもの本音が聞けるのか。

⇒事務局からの回答

子ども用の封筒に子どものアンケート用紙を封入した上で、親の封筒に入れて返送していただく

という方法で実施をするため、子どもの意見を聴くことができると考えている。

《 淵上委員からの質疑 》

すでに調査方法は決まっているということか。調査内容について11月の会議で委員の意見を聞くとのことだが、調査対象についての意見は反映してもらえないのか。

調査まであと4ヶ月もあるが、この会議では調査の内容についての意見は言えるが、手法については意見が言えないということか。調査のやり方次第で子どもから得られる情報が全く違ってくる。そもそも会議の日程設定が間違っているのではないか。

⇒子ども青少年局長からの回答

当該意見については、一旦持ち帰り検討させていただく。

《 淵上委員からの意見 》

これだけ堺で活躍している有識者がいる中、その審議会の議論の内容が反映されるようにしていただきたい。既に結果が決まっている状態で形式的に意見聴取するのでは意味がない。会議の日程設定から考え直していただきたい。

《 富田委員からの意見 》

C調査は39歳までを対象にしているが、ひきこもりの方に対する支援も39歳までが対象となっている。相談者の中にも、30代でひきこもりの方がおり、今後どのようにして社会とつながりをもって外に出ることができるか考えている所だが、役所の人に来てても本人の様々な思いやプライドが傷つくことを恐れる気持ちがあるため、なかなか人に会えない。今回の調査がそのような方にも届いて、社会とつながる一つのきっかけになればいいと思っている。

役所で把握している30代のひきこもりの方々に対する調査も大事にしていきたい。

《 田辺会長からの意見 》

調査対象者の選定は、今回は無作為抽出となるため、その方が含まれるかどうかはわからない。大規模調査を行う際は無作為という要素も必要になってくる。

《 淵上委員からの質疑 》

先ほどのタブレット端末の活用に対する意見の補足になるが、特定の年代の堺市民全員から調査を行うことは現実的に難しいことは理解している。しかし、小中学校に関しては全員がタブレットを持っているため、全員を対象にした調査を実施できる可能性はある。

「堺市役所が自分たちのことを考えてくれている」、「大人たちが自分たちの声を聞こうとしている」と子どもたちに感じてもらえることが、子どもの権利を保障することに繋がると思っている。

便宜上、調査対象を小5や中2と限定しようとするが、調査の声がかかることが自体に意味があると考えている。

⇒子ども家庭課からの回答

B調査は、保護者が回答した経済状況と子どもが回答した生活状況を紐づけて分析し、家庭の経済状況によって、子どもの生活状況や経験等に差が出ているかを調べる調査である。子どもだけのアンケートであれば、学校のタブレットで全員を対象にすることも可能であるが、親の経済状況と紐づけることを考えると、タブレットだけでは難しいと考えている。

《 上委員からの意見 》

タブレットを持ち帰れば保護者も回答できるのではないか。

⇒子ども家庭課からの回答

子どもの回答を親が見ないようにするための配慮も必要になる。

《 上委員からの意見 》

紙で回答する方が親が子どもの回答を確認する可能性が高いのではないか。自分の部屋でタブレットを用いて回答してから親に回答してもらえばよい。紙だから秘匿性が守られる理由にはならない。

《 田辺会長からの意見 》

大阪府が同様の調査を実施しており、私の世帯にもアンケートが届いた。子どもの回答は親が見るべきではないと考え、回答するかどうかも含めて子どもにゆだねた。これがもし小学校低学年の子どもとなると親の介入が入ってくる可能性がより高くなる。そういった点でも保護者の収入と子どもの考えを紐づける調査として、対象を小5・中2・高2と設定していることには一定整合性があると思う。

《 中島委員からの意見 》

先ほどから切れめのない支援ということが議論されているとおり、特定妊婦等に対する、産前・産後母子支援事業など、胎児の時からどのようにサポートしていけるのかという視点もアンケート調査の中に取り入れていただきたい。

⇒事務局からの回答

いただいたご意見を含め、調査内容を検討したいと考えている。

(4) 閉会

次回の会議は11月に開催を予定していることを伝え閉会。